

議案第三十六号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

港区公衆便所条例（昭和三十九年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
別表天徳寺脇公衆便所の項を削る。

付 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

（説 明）

天徳寺脇公衆便所を廃止するため、本案を提出いたします。